

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和2年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	淀川左岸線（2期）自然環境保全検討業務委託		（株）建設技術研究所	¥5,335,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G24	-
2	令和2年度湊町駅前東西線地下歩行者道昇降機設備保守点検業務委託	建物等各種施設管理	フジテック（株）	¥4,433,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和2年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託	建物等各種施設管理	日本オーチス・エレベータ（株）	¥3,432,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和2年度 道路台帳システム保守業務委託	情報処理	（株）かんこう	¥2,208,800	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和2年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託	機械等施設点検・運転操作	鹿島建物総合管理（株）	¥3,993,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	-
6	令和2年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託	機械等施設点検・運転操作	グローブシップ（株）	¥1,826,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	-
7	令和2年度 建設局・港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託	建物等各種施設管理	OKIクロステック（株）	¥1,892,352	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	令和2年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託	情報処理	三菱電機（株） 関西支社	¥62,370,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和2年度 中之島公園周辺保安業務委託（緊急）	建物等各種施設管理	（株）タイヨウ企画	¥5,055,600	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G20	-

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和2年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
10	令和2年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)明電エンジニアリング	¥5,060,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	令和2年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)日立産機テクノサービス	¥14,300,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	令和2年度下水道科学館昇降機点検保守業務委託	機械等施設点検・運転操作	日本エレベーター製造(株)	¥1,663,200	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
13	令和2年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)日立産機テクノサービス	¥15,620,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	令和2年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	東芝インフラシステムズ(株)	¥11,022,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
15	令和2年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)明電エンジニアリング	¥3,850,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
16	令和2年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託	機械等施設点検・運転操作	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	¥349,800,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
17	令和2年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託	機械等施設点検・運転操作	月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体	¥512,600,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
18	令和2年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	機械等施設点検・運転操作	日揮(株)	¥236,500,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和2年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
19	令和2年度工事積算システム保守業務委託	情報処理	富士通（株）関西支社	¥64,900,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
20	令和2年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	情報処理	(株) エヌ・ティ・ティ・データ関西	¥3,515,091	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
21	令和2年度下水道総合情報システム保守業務委託	情報処理	三菱電機(株)	¥50,930,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
22	令和2年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託	建物等各種施設管理	三菱電機ビルテクノサービス（株）	¥2,825,900	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
23	令和2年度野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託	その他代行	NPO法人 南港ウェットランドグループ 理事長 高田 博	¥4,103,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
24	天王寺動物園の経営形態変更に係る移行支援業務委託	その他代行	有限責任監査法人 トーマツ 国井泰成	¥15,592,500	4月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

随意契約理由書

1. 委託名称

淀川左岸線（２期）自然環境保全検討業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 建設技術研究所

3. 随意契約理由

淀川左岸線（２期）事業の工事に伴い、淀川の 7.0k 付近～8.2k 付近に生息するヨシ原の改変が生じることから、令和元年度に既往調査結果をもとにヨシ原再生計画（案）を立案し、淀川環境委員会で検討を重ねて審議してきたところ、令和２年３月２日の淀川環境委員会において、令和２年４月から現地調査を行うよう指示を受けた。

今後、入札に付し受注者を選定する場合、入札に要する期間を考慮すると最も早期に実施できるのが６月となり、４月の実施ができないことから、至急、契約する必要がある。

また、本業務の現地調査は、通常の調査とは異なり、令和元年度に実施した淀川環境委員会での検討内容や委員の指導・助言および多量の既往調査結果を把握した上で現地調査計画を立案し、調査時期、調査箇所の詳細について委員に確認を行った後に実施する必要があり、新たな業者と契約する場合には業務の準備段階で相当の期間が必要となるため、本業務の目的である４月の現地調査の実施は極めて困難である。

上記業者は、令和元年度に実施した「淀川左岸線（２期）自然環境保全検討業務委託」の受注者であり、干潟の現地調査、淀川環境委員会における追加調査手法の検討・環境保全対策案の検討を行ったことから、令和元年度の淀川環境委員会の審議内容に精通しており、４月の調査を行える唯一の業者であるため、上記業者に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

5. 担当部署

建設局淀川左岸線２期建設事務所設計課（電話番号：06-6466-2180）

2

随意契約理由書

1 委託名称

令和2年度湊町駅前東西線地下歩行者道昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、昇降機設備の利用者の安全確保及び機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、フジテック株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該昇降機設備の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者はフジテック株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（担当者：小西 TEL 06-6615-7414）

3

随意契約理由書

1 委託名称

令和2年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（担当者：小西 TEL 06-6615-7414）

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約相手方

(株) かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号 06-6615-6483）

5

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図れることから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路部道路課（道路維持担当）（担当者：松尾 Tel 06-6615-6788）

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図られることから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路部道路課（道路維持担当）（電話番号 06-6615-6788）

随意契約理由書

1 委託名称

令和2年度 建設局・港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

OKIクロステック株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課(担当者：小川・吉田 TEL 06-6615-6420)

随 意 契 約 理 由 書

1. 委託名称

令和2年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託

2. 契約の相手方

三菱電機(株) 関西支社

3. 随意契約理由及び根拠法令

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の実操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならない、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第15条第1項(d)の規定および地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4. 担当部署

建設局企画部工務課（電話番号：06-6615-6421）

随意契約理由書

1 案件名称

令和２年度 中之島公園周辺保安業務委託（緊急）

2 契約の相手方

（株）タイヨウ企画

3 随意契約理由

中之島の東部エリアにおいて、従来から課題となっていた歩行者の乱横断などに対する交通安全対策及び回遊性向上などの通行環境改善を目的に、中之島通（中央公会堂前－難波橋）を歩行者空間化するため令和2年2月15日に車両通行止めを実施したところである。

交通管理者等の関係各所との協議の結果により、歩行者や自転車の通行及び沿道の施設への車両の荷捌き等への影響が非常に大きいことから、案内看板や保安施設に加え交通誘導員による対応が必要なため、令和２年２月１５日の車両通行止め後から令和２年３月３１日まで業務を行っている。

今般、令和２年４月１日より引き続き業務を行うため、令和２年３月５日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行したところ、予定価格超過により契約に至らず、今後、改めて入札による業者決定が６月となり、業務準備期間を考慮すると交通誘導が行えないことから、至急、契約の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加資格登録（01 建物等各種施設管理 17 警備）を有し、今年度の類似警備業務委託案件の入札参加社のうち、迅速に人的対応が可能な業者と比較見積りを実施し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 企画部 企画課 道路空間再編担当（電話番号 06-6615-6785）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 2 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は（株）日立製作所が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計製作した（株）日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在（株）日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を（株）日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

12

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 下水道科学館昇降機点検保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

下水道科学館は、下水道の役割の普及・啓発を目的として平成7年に開館した体験型学習施設で、来館者の館内移動の利便性向上のため、昇降機2基を設置している。

本業務は、昇降機の安全稼働に必要な定期点検と不具合発生時における緊急対応を委託するものである。

本設備は、日本エレベーター製造株式会社が設計・製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウと点検後の一貫した責任と性能についての保証の観点、また、事故発生時における緊急対応には、当該昇降機の構造を熟知している技術者の確保が不可欠であるため、当該昇降機の製作会社である上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部調整課（電話番号 06-6615-7588）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案 件 名 称： 令和2年度 舞洲スラッジセンター
脱水系電気設備点検保守業務委託
- 2 契 約 相 手 方： (株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所
- 3 随意契約理由：

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行なうものである。

本設備は、(株) 日立製作所並びに(株) 日立ハイテクソリューションズ、(株) 日立国際電気が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備、計装設備、監視制御設備及びITV設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検及び保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所のみである。

- 4 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称： 令和 2 年度 舞洲スラッジセンター
溶融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契 約 相 手 方： 東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由：

今回委託する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうものである。

本設備は、（株）東芝が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

なお、（株）東芝は、平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステムズ（株）に社名変更を行っている。

以上のことから、本委託ができる業者は、東芝インフラシステムズ（株）のみである。

4 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担 当 部 署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称： 令和2年度 舞洲スラッジセンター
自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契 約 相 手 方： (株) 明電エンジニアリング

3 随 意 契 約 理 由：

今回委託する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンターの全設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高電気設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務ができる業者は、製造業者の(株)明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)